

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

監査公表

定期監査

建設局及び上下水道局（工事監査）

……（監査公表第1号）…… 1

定期監査

環境局、建築都市局及び教育委員会（工事監査）

……（監査公表第2号）…… 26

定期監査

市民文化スポーツ局及び保健福祉局

……（監査公表第3号）…… 39

財政援助団体等監査

財政援助団体

（東田ミュージアムパーク実行委員会）

（株式会社ギラヴァンツ北九州）

（社会福祉法人鷹羽会）

（特定非営利活動法人北九州小規模連）

公の施設の指定管理者

（共同企業体グループA2K）

（公益財団法人北九州市スポーツ協会）

（株式会社スピナ）

（北九州市障害者スポーツセンター運営共同事業体）

（社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会）

（イージス・グループ有限責任事業組合）

……（監査公表第4号）…… 43

財政援助団体等監査

出資団体

（社会福祉法人北九州市福祉事業団）

……（監査公表第5号）…… 46

定期監査

環境局、上下水道局及び保健福祉局（病院事業会計）

……（監査公表第6号）…… 50

財政援助団体等監査

財政援助団体

(H o r a s i s アジアミーティング北九州実行委員会)

(公益財団法人北九州国際技術協力協会)

公の施設の指定管理者

(響灘ビオトープ共同事業体)

(医療法人茜会)

…… (監査公表第7号) …… 52

財政援助団体等監査

出資団体

(公益財団法人北九州市環境整備協会)

(株式会社北九州ウォーターサービス)

…… (監査公表第8号) …… 55

北九州市監査委員

北九州市監査公表第1号

令和5年2月8日

北九州市監査委員	小林一彦
同	廣瀬隆明
同	森本由美
同	渡辺均

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、建設局及び上下水道局において施工する工事（工事に係る委託並びに除草、浚渫及びエレベーター・エスカレーターの設備点検等に係る業務委託を含む。以下同じ。）で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに完了した工事及び前記対象期間中に債務負担行為により継続中の工事を対象とした。

2 監査の方法

監査に必要な資料の提出を求め、表1、表2のとおり工事を抽出し、それぞれ事務手続、設計・積算及び施工管理について、事務が適正に執行されているか等を主眼に、関係書類の審査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

表1 工事の抽出（建設局）

工事区分	対象工事		抽出工事		備考
	件数	契約金額 (千円)	件数	契約金額 (千円)	
本工事 (委託業務を含む)	341	12,338,293	60	5,146,177	別表1 参照
軽微な工事 (委託業務を含む)	316	300,585	54	78,435	別表2 参照

表2 工事の抽出（上下水道局）

工事区分	対象工事		抽出工事		備考
	件数	契約金額 (千円)	件数	契約金額 (千円)	
本工事 (委託業務を含む)	496	17,759,823	76	5,518,751	別表3 参照
軽微な工事 (委託業務を含む)	369	462,357	54	97,600	別表4 参照

3 監査の期間

令和4年5月13日から令和4年12月15日まで

4 監査の結果

(1) 建設局

監査の結果、工事の事務手続、設計・積算及び施工管理は、おおむね適正に行われていた。

(2) 上下水道局

監査の結果、工事の事務手続、設計・積算及び施工管理は、おおむね適正に行われていたが、一部に次のような事項が認められた。これについては、適切な措置を講じられたい。

※ [] 内の数字は、「別表3 本工事抽出一覧表」の番号を示す。

ア 工事費の積算について

(東部工事事務所水道課)

[60] 紫川水管橋(φ1000)他外面更生工事

本工事は、小倉南区蒲生一丁目地内ほかにおいて、水管橋の外面更生（塗装塗替え）を行うものである。

水道工事においては、水道工事に係る積算基準書（以下「水道積算基準」という。）に基づいて、諸経費率を算出し、工事費の積算を行っている。

本工事は、施工地域が総務省統計局国勢調査による人口集中地区（D I D地区）であるにもかかわらず、施工地域区分を「大都市」とせずに諸経費率を算定し、不適切な積算となっていた。

工事費の積算にあたっては、水道積算基準を遵守し適正に行われたい。

イ 工事費の積算について

（東部工事事務所下水道課）

[6 2] 蒲生四丁目地内管渠築造工事

本工事は、小倉南区蒲生において、下水道未普及地域を解消するため、下水道管を布設するものである。

下水道工事においては、下水道管渠積算指針（以下「下水道積算基準」という。）に基づいて諸経費率を算出し、工事費の積算を行っている。

本工事は、施工地域が総務省統計局国勢調査による人口集中地区（D I D地区）の外であるにもかかわらず、「市街地」として諸経費率を算定し、不適切な積算となっていた。

工事費の積算にあたっては、下水道積算基準を遵守し適正に行われたい。

別表 1 本工事抽出一覧表（建設局）

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
1	道路部 道路維持課	都市モノレール小倉線鋼上部工耐震補強工事（2-6） 〈小倉南区下城野一丁目〉	耐震補強工事	指名	50,058	R2. 9.24 R3. 7.31
2	道路部 道路維持課	都市モノレール小倉線RC支柱他補修補強工事（2-14） 〈小倉南区徳力七丁目〉	補修補強工事	一般	134,555	R3. 2. 4 R3.12.28
3	道路部 道路維持課	都市モノレール小倉線RC支柱他補修補強工事（2-15） 〈小倉南区志井一丁目ほか〉	補修補強工事	一般	188,058	R3. 2. 4 R4. 3.15
4	道路部 道路維持課	若戸大橋（吊橋部）塗替塗装実施設計業務委託（3-7） 〈戸畑区川代二丁目ほか〉	実施設計	指名	9,350	R3. 9.16 R4. 2.28
5	道路部 道路建設課	9号線（高野工区）橋梁下部工工事（2-1） 〈小倉南区高野一丁目ほか〉	橋梁下部工工事	一般	122,186	R2. 9.24 R3. 5.31
6	道路部 道路建設課	恒見朽網線（恒見工区）道路改良工事（2-1） 〈門司区大字恒見〉	道路改良工事	一般	47,571	R3. 3.11 R3.11.12
7	道路部 道路建設課	楠橋楠北1号線橋梁上部工製作架設工事（2-10） 〈八幡西区大字楠橋〉	橋梁上部工工事	指名	209,818	R3. 3.25 R4. 3.10

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
8	道路部 道路建設課	恒見朽網線（大野川）橋梁下部工工事（2-4） 〈小倉南区曾根新田北六丁目〉	橋梁下部工工事	一般	164,149	R3. 5.27 R4. 3.31
9	道路部 道路建設課	恒見朽網線（曾根新田工区）道路改良工事（3-1） 〈小倉南区大字曾根新田〉	道路改良工事	一般	249,596	R3. 7. 1 R4. 3.31
10	道路部 道路建設課	楠橋楠北1号線橋梁下部工工事（3-2） 〈八幡西区楠北三丁目〉	橋梁下部工工事	一般	73,135	R3. 9.16 R4. 3.31
11	道路部 道路建設課	中貫長野1号線関連中央分離帯設置工事（3-1） 〈小倉南区大字長野〉	道路改良工事	指名	7,655	R3. 11.18 R4. 3.31
12	道路部 街路課	汐井町牧山海岸線（志ん川橋）下部工工事（2-1） 〈戸畑区汐井町ほか〉	橋梁下部工工事	一般	148,856	R2. 7.22 R4. 3.15
13	道路部 街路課	砂津長浜線道路改良工事（2-2） 〈小倉北区砂津三丁目〉	道路改良工事	一般	354,539	R2. 9. 3 R4. 1.31
14	道路部 街路課	飛行場南線（中曾根工区他）交通安全施設設置工事（2-1） 〈小倉南区中曾根四丁目ほか〉	道路改良工事	指名	25,663	R3. 1.28 R3. 8.31

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
15	道路部 街路課	砂津長浜線信号機移設工事 (2-8) 〈小倉北区砂津一丁目〉	信号機移設工事	指名	14,869	R3. 4.28 R3.12.20
16	道路部 街路課	戸畑枝光線(牧山枝光間) 道路改良工事(2-6) 〈八幡東区大字枝光地内〉	道路改良工事	一般	235,992	R3. 5.27 R4. 3.15
17	道路部 街路課	中央町穴生線(青山工区) 道路改築工事(3-1) 〈八幡西区青山三丁目ほか〉	道路改築工事	指名	99,334	R3. 5.27 R4. 3.15
18	道路部 街路課	城山西線取付道路他整備工事 (3-1) 〈八幡西区黒崎城石ほか〉	道路改良工事	一般	42,346	R3. 6.17 R4. 3.15
19	道路部 街路課	砂津長浜線交通安全施設設置工事 (3-3) 〈小倉北区砂津三丁目ほか〉	道路改良工事	指名	56,223	R3. 9. 2 R4. 3.31
20	道路部 街路課	汐井町牧山海岸線道路改良工事 (3-9) 〈戸畑区牧山海岸ほか〉	道路改良工事	一般	224,213	R3. 9.22 R4. 3.31
21	道路部 街路課	3号線(大蔵工区)信号機移設工事 (3-1) 〈八幡東区中央一丁目〉	信号機移設工事	指名	17,471	R3.10.28 R4. 3.15

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
22	公園緑地部 みどり・公園整備課	響灘緑地化石の谷エリア整備工事 〈若松区大字竹並〉	公園整備工事	一般	97,749	R2.10.8 R3.6.25
23	公園緑地部 みどり・公園整備課	桃園公園駐車場整備工事(2-2) 〈八幡東区桃園三丁目〉	公園整備工事	一般	69,760	R2.12.10 R3.8.31
24	公園緑地部 みどり・公園整備課	長野緑地園路整備工事 〈小倉南区大字長野〉	公園整備工事	指名	16,418	R3.3.11 R3.7.20
25	公園緑地部 みどり・公園整備課	曾根臨海公園遊具広場整備工事 〈小倉南区大字曾根〉	公園整備工事	一般	120,864	R3.9.22 R4.3.25
26	公園緑地部 みどり・公園整備課	洞北緑地ドッグラン改修整備工事 〈八幡西区本城五丁目〉	公園整備工事	指名	8,900	R3.10.28 R4.3.31
27	河川部 河川整備課	神嶽川(恵比須橋)橋梁下部工工事(2-1) 〈小倉北区馬借一丁目ほか〉	橋梁下部工工事	一般	427,706	R2.7.30 R4.3.31
28	河川部 河川整備課	江川護岸工事(2-7) 〈若松区大字払川〉	護岸工事	一般	167,287	R2.8.27 R3.6.30

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
29	河川部 河川整備課	紫川（MM区間）人工の滝 改修工事 〈小倉北区室町一丁目〉	施設改修 工事	一般	146,814	R2.10.22 R3. 8.16
30	河川部 河川整備課	江川（小敷橋）橋梁下部工 工事（3-2） 〈若松区大字小敷ほか〉	橋梁下部 工工事	一般	85,704	R3. 6.17 R4. 3.15
31	河川部 河川整備課	紫川（ふるさと区間）護岸 工事（3-1） 〈小倉南区徳吉東三丁目〉	護岸工事	一般	68,146	R3. 9. 2 R4. 3.31
32	東部整備事 務所 工務第一課	井手浦徳力線（新道寺小学 校北交差点）照明灯設置工 事 〈小倉南区大字新道寺〉	照明灯工 事	一般	15,675	R2.10.15 R3. 4.15
33	東部整備事 務所 工務第一課	鍛冶町江南町1号線（紺屋 町交差点）交差点改良工 事 〈小倉北区紺屋町ほか〉	道路改良 工事	一般	110,441	R2.10.22 R4. 3.15
34	東部整備事 務所 工務第一課	中央卸売市場舗装改修工事 （第1期） 〈小倉北区西港町〉	舗装工事	指名	43,399	R3. 6.17 R3.11.30
35	東部整備事 務所 工務第一課	黒川横断歩道橋（門司行橋 線）補修工事 〈門司区高砂町〉	歩道橋補 修工事	指名	79,173	R3. 7.15 R4. 3.31

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
36	東部整備事務所 工務第一課	小倉中間線（網代橋）地質調査業務委託（3-1） 〈小倉南区大字合馬〉	地質調査	指名	2,200	R3. 9. 1 R3. 11. 30
37	東部整備事務所 工務第二課	山田橋（恒見町4号線）橋梁補修工事（2-1） 〈門司区恒見町ほか〉	橋梁補修工事	指名	28,541	R2. 9. 24 R3. 5. 15
38	東部整備事務所 工務第二課	青嵐橋（蒲生守恒1号線）橋梁補修工事（2-1） 〈小倉南区蒲生三丁目〉	橋梁補修工事	指名	134,906	R2. 10. 15 R3. 6. 15
39	東部整備事務所 工務第二課	流線橋（鱒淵八幡東自転車道線）橋梁補修工事（2-1） 〈小倉南区大字頂吉〉	橋梁補修工事	指名	99,109	R2. 11. 19 R3. 5. 20
40	東部整備事務所 工務第二課	上志井橋（志井97号線）橋梁補修工事（2-1） 〈小倉南区大字志井〉	橋梁補修工事	指名	42,411	R2. 12. 10 R3. 8. 31
41	東部整備事務所 工務第二課	葛原跨線橋（徳力葛原線）橋梁補修補強工事（2-1） 〈小倉南区葛原東二丁目ほか〉	橋梁補修補強工事	一般	138,687	R3. 3. 25 R4. 3. 31
42	東部整備事務所 工務第二課	勝山公園（仮称）平和資料館外構整備工事 〈小倉北区城内4番〉	公園整備工事	一般	48,555	R3. 7. 15 R4. 2. 22

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
43	東部整備事務所 工務第二課	緑橋（熊本三萩野1号線） 橋梁補修工事（3-1） 〈小倉北区熊本一丁目ほか〉	橋梁補修工事	一般	91,339	R3. 7.29 R4. 3.31
44	東部整備事務所 工務第二課	（豪）新道寺川護岸工事（3-1） 〈小倉南区大字新道寺〉	護岸工事	一般	26,987	R3. 7.29 R4. 2.22
45	東部整備事務所 工務第二課	大野川護岸工事（3-1） 〈小倉南区上曾根新町〉	護岸工事	一般	56,905	R3. 9. 2 R4. 3.31
46	東部整備事務所 工務第二課	（豪）東谷川護岸工事（3-2） 〈小倉南区大字呼野〉	護岸工事	一般	31,838	R3. 9. 2 R4. 3.31
47	東部整備事務所 工務第二課	（豪）井手浦川地質調査業務委託（3-3） 〈小倉南区大字新道寺〉	地質調査	指名	2,217	R3. 9. 2 R3.11.30
48	東部整備事務所 工務第二課	南小倉交差橋（新高田4号線）道路照明灯設置工事 〈小倉北区木町二丁目ほか〉	照明灯工事	一般	14,821	R3.10.28 R4. 3.31
49	東部整備事務所 工務第二課	新門司サブグラウンド防球フェンス整備工事 〈門司区新門司北二丁目〉	公園整備工事	指名	26,268	R3.11. 4 R4. 3.30

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
50	西部整備事務所 工務第一課	本城熊手線（洞南町ほか） 道路改築工事（2-2） 〈八幡西区洞南町ほか〉	道路改築 工事	一般	79,993	R2.12.10 R3. 9.20
51	西部整備事務所 工務第一課	山路松尾町3号線道路改築 工事（2-1） 〈八幡東区山路松尾町〉	道路改築 工事	指名	23,720	R2.12.10 R3. 6.30
52	西部整備事務所 工務第一課	山手町藤木1号線道路改良 工事（3-1） 〈若松区大字修多羅〉	道路改良 工事	一般	148,117	R3. 7.29 R4. 3.15
53	西部整備事務所 工務第一課	大膳16号線道路改築工事 （3-1） 〈八幡西区大膳二丁目〉	道路改築 工事	一般	24,944	R3.10.21 R4. 3.31
54	西部整備事務所 工務第一課	頓田87号線除草業務委託 〈若松区大字頓田ほか〉	除草業務	指名	692	R3.12. 7 R4. 1.14
55	西部整備事務所 工務第二課	レインボー広場整備工事 〈八幡東区中央二丁目〉	公園整備 工事	一般	25,601	R2.12.24 R3. 4.30
56	西部整備事務所 工務第二課	宿ノ内川地質調査業務委託 〈八幡西区浅川町ほか〉	地質調査	指名	3,719	R3. 4.30 R3. 7.30

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
57	西部整備事務所 工務第二課	南河内橋（大字大蔵25号線）橋梁補修工事（3-1） 〈八幡東区河内三丁目ほか〉	橋梁補修工事	指名	76,706	R3. 6.10 R4. 3.31
58	西部整備事務所 工務第二課	西通り町公園整備工事 〈八幡西区藤田二丁目〉	公園整備工事	指名	12,174	R3. 6.25 R3. 11.23
59	西部整備事務所 工務第二課	神ノ木橋（国道200号）橋梁補修工事 〈八幡西区養福寺町〉	橋梁補修工事	一般	54,038	R3. 9.22 R4. 3.22
60	西部整備事務所 工務第二課	新延川護岸工事（3-1） 〈八幡西区椋枝二丁目〉	護岸工事	指名	18,016	R3. 10. 8 R4. 3.11
計				60 件	5,146,177千円	

別表2 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表（建設局）

部 名	課 名	抽出工事		摘 要
		件数	契約金額 (千円)	
道路部	道路維持課	3	5,428	<ul style="list-style-type: none"> ・道路改良工事 ・横断歩道橋改修工事 ・舗装工事 ・信号機移設工事 ・道路設計業務委託 ・公園整備工事 ・河川整備工事 ・河川設計業務委託 ・環境整備工事 ・樹木撤去等業務委託 ・除草業務委託
	道路建設課	5	9,929	
	街路課	6	8,098	
公園緑地部	みどり・公園整備課	3	6,769	
河川部	河川整備課	9	14,175	
東部整備事務所	工務第一課	7	9,908	
	工務第二課	7	11,108	
西部整備事務所	工務第一課	8	5,163	
	工務第二課	6	7,857	
計		54	78,435	

別表3 本工事抽出一覧表（上下水道局）

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
1	水道部 計画課	東部地区配水本管等更新設計業務委託 〈門司区羽山二丁目地内ほか〉	水道管等更新設計	指名	37,829	R2. 9.24 R3. 8.31
2	水道部 設計課	皿山配水池耐震補強工事 〈小倉北区皿山町地内〉	耐震補強工事	一般	304,874	R2. 1.23 R4. 3.23
3	水道部 設計課	水巻町古賀三丁目他配水管布設替工事 〈福岡県遠賀郡水巻町古賀三丁目地内ほか〉	水道管布設替工事	一般	71,722	R2. 9. 3 R3. 5.15
4	水道部 設計課	北九州市工業用水道配水管布設替工事（2－2工区） 〈八幡東区東田一丁目地内ほか〉	水道管布設替工事	一般	94,113	R2. 9.24 R3. 4.30
5	水道部 設計課	中条分岐～沼配水池送水管不断水分岐工事 〈小倉南区大字吉田地内〉	水道管布設替工事	一般	50,171	R2.10.22 R3. 4.30
6	水道部 設計課	東王子町他配水管布設替工事 〈八幡西区東王子町地内ほか〉	水道管布設替工事	随意	17,164	R2.11. 4 R3. 6.15
7	水道部 設計課	穴生浄水場～小嶺配水池送水管布設替工事（2－1工区） 〈八幡西区割子川二丁目地内ほか〉	水道管布設替工事	一般	208,000	R2.12.24 R3.12. 9

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
8	水道部 設計課	高見系配水管 (φ700) 他布設替設計業務委託 〈八幡東区八王寺町地内ほか〉	水道管布 設替設計	指名	8,241	R3. 3.25 R3.12.28
9	水道部 設計課	北九州市工業用水道配水管 φ700布設(推進)設計 業務委託 〈八幡東区東田二丁目 地内ほか〉	水道管布 設設計	指名	9,240	R3. 4.15 R3. 9.30
10	水道部 設計課	本城浄水場～穴生浄水場φ 1200導水管布設替工事 (1工区) 〈八幡西区穴生一丁目地内 〉	水道管布 設替工事	一般	97,262	R3. 4.28 R4. 2.17
11	水道部 設計課	高野一丁目他配水管布設替 工事(平橋工区) 〈小倉南区高野一丁目地内 ほか〉	水道管布 設替工事	随意	24,496	R3. 5.26 R3.11.17
12	水道部 設計課	松ヶ江原水管布設替設計業 務委託 〈小倉南区沼南町三丁目地 内ほか〉	水道管布 設替設計	指名	5,519	R3. 6. 3 R3.11.30
13	水道部 設計課	下南方一丁目他配水管布設 替工事 〈小倉南区下南方一丁目地 内ほか〉	水道管布 設替工事	随意	2,772	R3. 9.15 R3.12.19
14	水道部 設計課	八王寺町地質調査業務委託 〈八幡東区八王寺町地内〉	地質調査	指名	1,815	R3.10.28 R4. 1. 6

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
15	水道部 浄水課	井手浦浄水場4号ろ過池ろ過弁他更新工事 〈小倉南区大字井手浦 井手浦浄水場〉	浄水場更新工事	指名	57,435	R2. 7. 9 R3. 6. 30
16	水道部 浄水課	山ノ神ポンプ場非常用発電設備更新電気計装工事 〈八幡東区大谷二丁目 山ノ神ポンプ場ほか〉	電気計装工事	一般	284,900	R3. 3. 4 R4. 1. 31
17	水道部 浄水課	有線テレメータ設備更新電気計装工事 〈小倉南区大字井手浦 井手浦浄水場ほか〉	電気計装工事	指名	62,700	R3. 3. 11 R3. 9. 15
18	水道部 浄水課	本城浄水場7号ろ過池表洗弁他更新工事 〈八幡西区御開五丁目 本城浄水場〉	浄水場更新工事	指名	26,158	R3. 7. 1 R4. 3. 31
19	水道部 浄水課	穴生浄水場他雑草除伐業務委託(その1) 〈八幡西区鷹の巣三丁目 穴生浄水場ほか3箇所〉	雑草除伐業務	指名	2,939	R3. 7. 2 R3. 10. 29
20	水道部 浄水課	井手浦浄水場内雑草除伐業務委託(その1) 〈小倉南区大字井手浦 井手浦浄水場〉	雑草除伐業務	指名	2,816	R3. 7. 6 R3. 10. 4
21	水道部 浄水課	穴生排水処理場電気設備更新電気計装工事 〈八幡西区鷹の巣三丁目〉	電気計装工事	指名	93,500	R3. 7. 29 R4. 3. 31

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
22	水道部 浄水課	松ヶ江貯水池雑草除伐業務 委託（その2） 〈門司区大字畑 松ヶ江 貯水池〉	雑草除伐 業務	指名	792	R3. 10. 26 R4. 1. 4
23	水道部 浄水課	本城浄水場植木剪定他業務 委託 〈八幡西区御開五丁目 本城浄水場〉	植木剪定 他業務	指名	2,024	R4. 1. 17 R4. 3. 25
24	下水道部 下水道整備 課	響町一丁目地内管渠布設実 施設業務委託 〈若松区響町一丁目〉	下水道管 渠布設設 計	指名	11,268	R2. 7. 16 R3. 5. 31
25	下水道部 下水道整備 課	小森江一丁目地内（圧送管） 管渠更生工事 〈門司区小森江一丁目〉	下水道管 渠更生工 事	指名	237,555	R2. 9. 17 R4. 3. 31
26	下水道部 下水道整備 課	沼本町四丁目地内雨水管渠 築造工事 〈小倉南区沼本町四丁目〉	下水道管 渠築造工 事	一般	32,222	R2. 10. 22 R3. 5. 31
27	下水道部 下水道整備 課	本町二丁目地内（圧送管） 管渠改築工事 〈若松区本町二丁目〉	下水道管 渠改築工 事	一般	129,402	R3. 3. 25 R4. 1. 31
28	下水道部 下水道整備 課	新々堀川3号雨水幹線増補 （その2）管渠築造工事 〈八幡西区折尾五丁目〉	下水道管 渠築造工 事	一般	73,332	R3. 3. 25 R4. 3. 15

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
29	下水道部 下水道整備課	大蔵一丁目地内雨水合流改善管渠築造工事 〈八幡東区大蔵一丁目〉	下水道管渠築造工事	一般	80,088	R3. 4.15 R4. 3.31
30	下水道部 下水道整備課	沼南雨水幹線(その5)付帯工事 〈小倉南区沼本町一丁目ほか〉	下水道管渠付帯工事	指名	60,886	R3. 4.15 R3. 9.22
31	下水道部 下水道整備課	西台良町地内雨水合流改善管渠築造工事 〈八幡東区西台良町〉	下水道管渠築造工事	一般	34,305	R3. 4.28 R4. 1.13
32	下水道部 下水道整備課	新門司北一丁目地内(その1)管渠築造工事 〈門司区新門司北一丁目〉	下水道管渠築造工事	一般	112,792	R3. 4.28 R3.12.14
33	下水道部 下水道整備課	北鷹見町地内雨水管渠布設内容変更設計業務委託 〈八幡西区北鷹見町〉	下水道管渠布設設計	指名	5,654	R3. 7. 1 R3.12.24
34	下水道部 下水道整備課	折尾五丁目地内地質調査業務委託 〈八幡西区折尾五丁目〉	地質調査	指名	2,231	R3.12.23 R4. 3.23
35	下水道部 施設課	楠橋ポンプ場2号雨水ポンプ機械設備改良工事 〈八幡西区大字楠橋3928番地〉	機械設備改良工事	一般	315,382	R2. 3. 5 R4. 2.25

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
36	下水道部 施設課	新町浄化センター中央監視 他電気計装設備改良工事 〈門司区松原三丁目6番1号〉	電気計装 工事	一般	792,000	R2. 3.26 R4. 3.31
37	下水道部 施設課	曾根新田雨水排水ポンプ機 械設備新設工事 〈小倉南区大字朽網 752番地の3〉	設備新設 工事	一般	253,160	R2. 9.17 R4. 3.31
38	下水道部 施設課	曾根新田北ポンプ場遠隔監 視他電気計装設備改良工事 〈小倉南区曾根新田北四丁 目2番7号〉	電気計装 工事	一般	247,716	R2. 9.17 R3. 6.30
39	下水道部 施設課	本城ポンプ場遠隔監視電気 計装設備改良工事 〈八幡西区洞北町2番1号 〉	電気計装 工事	一般	291,500	R2.10. 8 R3. 8.20
40	下水道部 施設課	皇后崎浄化センター他1ポ ンプ場沈砂池他電気計装設 備改良工事 〈八幡西区夕原町1番1号 〉	電気計装 工事	指名	92,400	R2.11. 5 R4. 2.25
41	下水道部 施設課	新町浄化センター2系曝気 槽機械設備改良工事 〈門司区松原三丁目6番1 号〉	機械設備 工事	一般	231,000	R3. 6.10 R4. 3.15
42	下水道部 東部浄化セ ンター	曾根浄化センター他8箇所 草刈業務委託(その1) 〈小倉南区中吉田二丁目 10番1号ほか〉	草刈業務	指名	1,518	R3. 7.13 R3. 9.30

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
43	下水道部 東部浄化センター	日明浄化センター5号汚泥脱水機定期修繕工事 〈小倉北区西港町96番地の3〉	施設定期修繕工事	随意	54,639	R3. 7.14 R4. 2.15
44	下水道部 東部浄化センター	日明浄化センター非常用発電装置電気計装設備改良工事 〈小倉北区西港町96番地の3〉	電気計装工事	随契	28,600	R3. 7.14 R3.11.30
45	下水道部 東部浄化センター	竹馬川第2ポンプ場2号雨水ポンプエンジン他定期修繕工事 〈小倉南区津田新町一丁目1番1号〉	施設定期修繕工事	指名	26,103	R3. 7.29 R4. 3.15
46	下水道部 西部浄化センター	皇后崎浄化センター1号遠心脱水機他定期修繕工事 〈八幡西区夕原町1番1号〉	施設定期修繕工事	随契	53,900	R3. 9.15 R4. 3.31
47	下水道部 西部浄化センター	皇后崎浄化センター自家発電装置電気計装設備改良工事 〈八幡西区夕原町1番1号〉	電気計装工事	随契	67,100	R3. 9.22 R4. 3.15
48	下水道部 西部浄化センター	皇后崎浄化センター他5箇所草刈業務委託その2 〈八幡西区夕原町1番1号ほか〉	草刈業務	指名	4,070	R3.10.19 R4. 1.31
49	東部工事事務所 水道課	下石田二丁目配水管布設替(移設)工事(その3) 〈小倉南区下石田二丁目地内〉	水道管布設替工事	特命	14,669	R2. 5.15 R3. 5.14

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
50	東部工事事務所 水道課	山門町配水管布設替工事 〈小倉北区山門町地内〉	水道管布設替工事	特命	9,158	R2. 5.15 R3. 5.20
51	東部工事事務所 水道課	丸山二丁目他配水管布設替工事 〈門司区丸山二丁目地内〉	水道管布設替工事	一般	67,591	R2. 9.10 R3. 7.29
52	東部工事事務所 水道課	西港町配水管布設替工事（その2） 〈小倉北区西港町地内〉	水道管布設替工事	一般	37,094	R2. 9.10 R3. 5.31
53	東部工事事務所 水道課	片野四丁目配水管布設替工事（その2） 〈小倉北区片野四丁目地内〉	水道管布設替工事	指名	16,591	R2. 9.23 R3. 5.31
54	東部工事事務所 水道課	片野二丁目配水管布設替工事 〈小倉北区片野二丁目地内〉	水道管布設替工事	一般	46,383	R2. 9.24 R3. 6.30
55	東部工事事務所 水道課	大字志井配水管布設替工事 〈小倉南区大字志井地内〉	水道管布設替工事	一般	43,940	R2. 11.19 R3. 7.7
56	東部工事事務所 水道課	高蔵配水池場内整備工事 〈小倉南区大字吉田地内〉	場内整備工事	指名	8,427	R3. 1.20 R3. 7.14

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
57	東部工事事務所 水道課	黒原三丁目配水管布設替工事 〈小倉北区黒原三丁目地内〉	水道管布設替工事	一般	44,867	R3. 6.10 R4. 2. 5
58	東部工事事務所 水道課	中曽根三丁目他配水管布設替工事 〈小倉南区中曽根三丁目地内ほか〉	水道管布設替工事	一般	72,254	R3. 6.10 R4. 3. 7
59	東部工事事務所 水道課	大字黒川他配水管布設設計業務委託 〈門司区大字黒川地内ほか〉	水道管布設設計	指名	5,245	R3. 7. 7 R3.11.14
60	東部工事事務所 水道課	紫川水管橋(φ1000)他外面更生工事 〈小倉南区蒲生一丁目地内ほか〉	水管橋外面更生工事	指名	11,043	R3. 9.29 R4. 3.15
61	東部工事事務所 下水道課	日の出町二丁目地内他管渠築造工事 〈小倉南区日の出二丁目ほか〉	下水道管渠築造工事	指名	13,120	R3. 7.14 R3.12.28
62	東部工事事務所 下水道課	蒲生四丁目地内管渠築造工事 〈小倉南区蒲生四丁目〉	下水道管渠築造工事	指名	19,538	R3. 9. 8 R4. 2.28
63	西部工事事務所 水道課	東大谷一丁目配水管布設替工事 〈戸畑区東大谷一丁目地内〉	水道管布設替工事	一般	43,129	R2.10.22 R3. 6.30

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
64	西部工事事務所 水道課	則松六丁目配水管布設替工事（その2） 〈八幡西区則松六丁目地内〉	水道管布設替工事	一般	41,105	R2.12.10 R3. 7. 8
65	西部工事事務所 水道課	力丸系導水管（遠賀川水管橋φ1200）外面更生工事 〈福岡県直方市大字植木地内ほか〉	水管橋外面更生工事	指名	27,974	R2.12.10 R3. 6.30
66	西部工事事務所 水道課	市瀬一丁目他配水管布設替工事 〈八幡西区市瀬一丁目地内ほか〉	水道管布設替工事	一般	51,729	R3. 6.17 R4. 2.27
67	西部工事事務所 水道課	西鳴水一丁目配水管布設替工事 〈八幡西区西鳴水一丁目地内〉	水道管布設替工事	指名	26,204	R3. 6.24 R4. 2.28
68	西部工事事務所 水道課	二島三丁目他配水管布設替工事 〈若松区二島三丁目地内ほか〉	水道管布設替工事	指名	52,240	R3. 7.15 R4. 3.12
69	西部工事事務所 水道課	藤見町他配水管布設替工事 〈八幡東区藤見町地内ほか〉	水道管布設替工事	一般	64,532	R3. 7.29 R4. 3.31
70	西部工事事務所 水道課	大字安屋小口径配水管布設工事 〈若松区大字安屋地内〉	水道管布設工事	指名	35,937	R3. 7.29 R4. 3.15

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
71	西部工事事務所 水道課	力丸導水路線地質調査業務委託 〈八幡西区永犬丸南町三丁目地内〉	地質調査	指名	3,012	R3. 9. 2 R3.11. 1
72	西部工事事務所 水道課	川淵町配水管布設替工事 〈八幡東区川淵町地内〉	水道管布設替工事	指名	33,171	R3. 9.22 R4. 3.10
73	西部工事事務所 水道課	岡垣町流量計バイパス管布設工事 〈福岡県遠賀郡岡垣町大字糠塚地内〉	水道管布設工事	指名	6,922	R3.10. 8 R4. 2.18
74	西部工事事務所 水道課	則松六丁目配水管布設替設計業務委託 〈八幡西区則松六丁目地内〉	水道管布設替設計	指名	6,351	R3.12. 9 R4. 3.24
75	西部工事事務所 下水道課	青葉台西六丁目地内他管渠布設実施設計業務委託 〈若松区青葉台西六丁目ほか〉	下水道管渠布設設計	指名	6,383	R3.10. 8 R4. 2.15
76	西部工事事務所 下水道課	北湊浄化センター工業用水給水管布設工事 〈若松区大字安瀬〉	水道管布設工事	指名	4,837	R3.11.25 R4. 3.25
計				76 件	5,518,751 千円	

別表4 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表（上下水道局）

部 名	課 名	抽出工事		摘 要
		件数	契約金額 (千円)	
水道部	設計課	2	3,479	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道管布設工事 ・ 仕切弁設置工事 ・ 設備更新工事 ・ 設備修繕工事 ・ 水道施設設計業務委託 ・ 下水道（取付管）整備工事 ・ 下水道施設設計業務委託 ・ 環境整備工事 ・ 草刈業務委託 ・ 昇降機保守点検業務委託
	浄水課	1	2,431	
	井手浦浄水所	1	1,870	
	穴生浄水所	1	2,420	
	伊佐座取水場	1	1,980	
	畑浄水場	2	1,529	
	本城浄水所	2	4,917	
下水道部	下水道整備課	2	1,958	
	施設課	1	2,420	
	東部浄化センター	15	27,023	
	西部浄化センター	10	20,574	
東部工事事務所	水道課	2	2,453	
	下水道課	6	9,788	
西部工事事務所	水道課	3	3,626	
	下水道課	5	11,132	
計		54	97,600	他

北九州市監査委員	小林	一彦
同	廣瀬	隆明
同	森本	由美
同	渡辺	均

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、環境局、建築都市局（住宅部及び設備部で施工する住宅関連に限る。以下同じ）及び教育委員会において施工する工事（工事に係る委託並びに除草、浚渫及びエレベーター・エスカレーターの設備点検等に係る業務委託を含む。以下同じ。）で、令和2年4月1日から令和4年3月31日まで（建築都市局は令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）に完了した工事及び前記対象期間中に債務負担行為により継続中の工事を対象とした。

2 監査の方法

監査に必要な資料の提出を求め、表1、表2及び表3のとおり工事を抽出し、それぞれ事務手続、設計・積算及び施工管理について、事務が適正に執行されているか等を主眼に、関係書類の審査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

表1 工事の抽出（環境局）

工事区分	対象工事		抽出工事		備考
	件数	契約金額 (千円)	件数	契約金額 (千円)	
本工事 (委託業務を含む)	58	57,096,636	14	4,418,243	別表1 参照
軽微な工事 (委託業務を含む)	645	554,215	67	126,283	別表2 参照

表2 工事の抽出（建築都市局）

工事区分	対象工事		抽出工事		備考
	件数	契約金額 (千円)	件数	契約金額 (千円)	
本工事 (委託業務を含む)	62	3,448,483	22	1,772,251	別表3 参照
軽微な工事 (委託業務を含む)	53	36,212	11	10,677	別表4 参照

表3 工事の抽出（教育委員会）

工事区分	対象工事		抽出工事		備考
	件数	契約金額 (千円)	件数	契約金額 (千円)	
本工事 (委託業務を含む)	44	83,419	11	25,270	別表5 参照
軽微な工事 (委託業務を含む)	2,781	1,432,525	148	201,407	別表6 参照

3 監査の期間

令和4年5月13日から令和4年11月17日まで

4 監査の結果

(1) 環境局

監査の結果、工事の事務手続、設計・積算及び施工管理は、おおむね適正に行われていた。

(2) 建築都市局

監査の結果、工事の事務手続、設計・積算及び施工管理は、おおむね適正に行われていた。

(3) 教育委員会

監査の結果、工事の事務手続、設計・積算及び施工管理は、おおむね適正に行われていた。

別表1 本工事抽出一覧表（環境局）

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
1	環境監視部 環境監視課	令和2年度響灘ビオトープ湿地除草業務委託 〈若松区響町一丁目響灘ビオトープ内〉	響灘ビオトープ園内の除草	指名	3,806	R3.1.21 R3.3.31
2	環境監視部 環境監視課	令和3年度響灘ビオトープ湿地除草業務委託 〈若松区響町一丁目響灘ビオトープ内〉	響灘ビオトープ園内の除草	指名	2,442	R3.12.24 R4.3.31
3	循環社会推進部 施設課	北九州市新日明かんびん資源化センター整備・維持管理事業に係る設計・建設工事 〈小倉北区西港町97番地の3〉	新日明かんびん資源化センター建設	一般	2,560,680	H30.12.12 R3.3.31
4	循環社会推進部 新門司工場	新門司工場誘引通風機インバータ更新工事 〈門司区新門司三丁目79番地〉	誘引通風機インバータの更新	指名	57,420	R2.3.12 R2.10.31
5	循環社会推進部 新門司工場	新門司工場2号燃焼室連絡ダクト部耐火物修繕工事 〈門司区新門司三丁目79番地〉	2号燃焼室連絡ダクト部の耐火物の修繕	随契	31,369	R2.6.3 R2.7.31
6	循環社会推進部 新門司工場	新門司工場溶融炉他修繕工事 〈門司区新門司三丁目79番地〉	溶融炉及び付帯する設備の修繕	随契	276,816	R2.10.7 R3.3.31
7	循環社会推進部 新門司工場	新門司工場 溶融炉他修繕工事 〈門司区新門司三丁目79番地〉	溶融炉及び付帯する設備の修繕	随契	262,952	R3.9.22 R4.3.31

番号	部課名	工 事 名 称 〈工 事 場 所〉	工 事 概 要	契約内容		
				方 法	契約金額 (千円)	工 期
8	循環社会推進部 日明工場	日明工場焼却炉整備工事 〈小倉北区西港町96番地の2〉	焼却炉の整備工事	随契	154,964	R2.7.15 R3.3.19
9	循環社会推進部 日明工場	日明工場焼却炉整備工事 〈小倉北区西港町96番地の2〉	焼却炉の整備工事	随契	156,178	R3.7.14 R4.3.18
10	循環社会推進部 皇后崎工場	令和2年度皇后崎工場焼却炉本体定期修繕工事 〈八幡西区夕原町2番1号〉	焼却炉の修繕	随契	54,551	R2.5.27 R3.3.31
11	循環社会推進部 皇后崎工場	皇后崎工場2号炉燃烧室耐火物更新工事 〈八幡西区夕原町2番1号〉	2号炉の耐火物を更新するもの	随契	227,874	R2.7.29 R3.3.31
12	循環社会推進部 皇后崎工場	前処理ごみ破砕機整備工事 〈八幡西区夕原町2番1号〉	前処理ごみ破砕機の整備	随契	129,815	R3.1.20 R3.12.28
13	循環社会推進部 皇后崎工場	令和3年度皇后崎工場焼却炉本体他定期修繕工事 〈八幡西区夕原町2番1号〉	焼却炉の修繕	随契	55,000	R3.5.26 R4.2.15
14	循環社会推進部 皇后崎工場	皇后崎工場1号炉燃烧室耐火物他更新工事 〈八幡西区夕原町2番1号〉	1号炉燃烧室耐火物他の更新	随契	444,376	R3.6.9 R4.2.15
計					14件	4,418,243千円

別表2 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表（環境局）

部 名	課 名	抽出工事		摘 要
		件数	契約金額 (千円)	
総務政策部	環境学習課	2	761	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上防水 ・ 間仕切壁新設 ・ 観測局舎移設 ・ トイレ修繕 ・ 耐火物緊急修繕 ・ 消防設備修繕 ・ 非常用照明改修 ・ 熱交換器修繕 ・ 揚水設備修繕 ・ 排煙設備修繕 ・ 監視装置設置 ・ 送風機改修 他
グリーン成長 推進部	環境イノベーション 支援課	1	622	
環境国際部	環境国際戦略課	1	614	
環境監視部	環境監視課	2	646	
循環社会推進 部	業務課	5	918	
	施設課	5	12,176	
	新門司工場	13	30,052	
	日明工場	20	45,663	
	皇后崎工場	15	34,045	
新門司環境セ ンター	新門司環境センタ ー	1	238	
日明環境セン ター	日明環境センター	2	548	
計		67	126,283	

別表3 本工事抽出一覧表（建築都市局）

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
1	住宅部 住宅管理課	本城団地17号A棟市営住宅 耐震改修工事 〈八幡西区本城東一丁目8番 17号〉	耐震改 修工事	一般	262,945	R2.9.24 R3.11.18
2	住宅部 住宅管理課	本城団地17号A棟市営住宅 耐震改修工事監理委託 〈八幡西区本城東一丁目8番 17号〉	耐震改 修工事 監理	随意	2,640	R2.10.7 R3.11.18
3	住宅部 住宅管理課	久岐の浜シーサイド1号棟市 営住宅外壁等改修工事 〈若松区久岐の浜2番1号〉	外壁改 修工事	一般	84,059	R3.3.25 R3.11.25
4	住宅部 住宅管理課	南丘団地8号棟市営住宅外壁 等改修工事 〈小倉北区南丘二丁目15番 8号〉	外壁改 修工事	一般	84,412	R3.3.25 R3.10.31
5	住宅部 住宅管理課	大辻東第一団地2号棟市営住 宅外壁等改修工事 〈八幡西区香月西三丁目7番 2号〉	外壁改 修工事	指名	25,655	R3.3.25 R3.10.26
6	住宅部 住宅管理課	ときわ台団地3号棟市営住宅 耐震及び外壁等改修工事 〈小倉北区朝日ヶ丘2番3 号〉	耐震改 修工事 等	一般	300,178	R2.9.24 R3.11.18
7	住宅部 住宅整備課	貫団地第2工区市営住宅建設 工事 〈小倉南区上貫二丁目12 番〉	建築工 事	一般	267,560	R3.3.25 R4.6.8
8	住宅部 住宅整備課	大里東第二団地5号棟他1棟 市営住宅解体工事 〈門司区大里東二丁目5番5 号ほか〉	解体工 事	指名	20,514	R3.10.28 R4.3.29

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
9	住宅部 住宅整備課	北川団地1号棟他4棟市営住宅解体工事実施設計業務委託 〈門司区北川町7番1号ほか〉	解体工事実施設計	指名	2,426	R3.6.10 R3.10.18
10	住宅部 住宅整備課	(仮称)野面第二団地市営住宅建設工事 〈八幡西区野面一丁目7番〉	建築工事	一般	273,622	R3.3.25 R4.6.3
11	住宅部 住宅整備課	丸山団地第1工区市営住宅特殊基礎工事 〈門司区丸山二丁目4番〉	特殊基礎工事	指名	50,116	R3.10.21 R4.2.13
12	住宅部 住宅整備課	(仮称)萩原第二団地市営住宅建設工事実施設計業務委託 〈八幡西区萩原二丁目3番〉	建築工事実施設計	指名	14,652	R3.5.27 R3.12.3
13	住宅部 住宅整備課	井手尾団地市営住宅建設工事 〈小倉南区石田南二丁目3番〉	建築工事	一般	209,336	R3.3.25 R4.6.5
14	住宅部 住宅整備課	春の町団地第一工区市営住宅建設工事実施設計業務委託 〈八幡東区春の町五丁目6番〉	建築工事実施設計	指名	37,400	R3.6.3 R4.1.29
15	設備部 電気設備課	(仮称)野面第二団地市営住宅電気工事 〈八幡西区野面一丁目7番〉	新築に伴う電気工事	一般	29,814	R3.3.25 R4.6.3
16	設備部 電気設備課	井手尾団地市営住宅電気工事 〈小倉南区石田南二丁目3番ほか〉	新築に伴う電気工事	一般	26,166	R3.3.25 R4.6.5

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
17	設備部 電気設備課	市営丸山団地テレビ電波障害 防除工事 〈門司区丸山二丁目4番20 号ほか〉	電波障 害対策 工事	指名	3,483	R3.6.17 R3.9.15
18	設備部 電気設備課	(仮称)萩原第二団地市営住宅 設備工事実施設計業務委託 〈八幡西区萩原二丁目3番〉	電気工 事実施 設計	指名	3,850	R3.5.27 R3.12.3
19	設備部 機械設備課	春の町団地第1工区市営住宅 設備工事実施設計業務委託 〈八幡東区春の町五丁目6番 1〉	機械工 事実施 設計	指名	10,637	R3.6.3 R4.1.29
20	設備部 機械設備課	本城団地17号A棟市営住宅 耐震改修都市ガス工事 〈八幡西区本城一丁目8番1 7号〉	耐震改 修に伴 うガス 工事	随意	3,432	R2.10.7 R3.11.18
21	設備部 機械設備課	貫団地第2工区市営住宅機械 工事 〈小倉南区上貫二丁目12 番〉	新築に 伴う機 械工事	一般	29,874	R3.3.25 R4.6.8
22	設備部 機械設備課	(仮称)野面第二団地市営住 宅機械工事 〈八幡西区野面一丁目7番〉	新築に 伴う機 械工事	一般	29,480	R3.3.25 R4.6.3
計				22件	1,772,251千円	

別表4 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表（建築都市局）

部 名	課 名	抽出工事		摘 要
		件数	契約金額 (千円)	
住宅部	住宅管理課	5	5,605	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除草、清掃 ・ 跡地整備 ・ 倉庫解体 ・ 実施設計 ・ 工事監理 他
	住宅整備課	6	5,072	
計		11	10,677	

別表5 本工事抽出一覧表（教育委員会）

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
1	学校支援部 施設課	小森江東小学校他11校草刈 業務委託 〈門司区二夕松町2番1号ほか〉	学校用地の 除草	指名	3,135	R2.6.1 R2.11.30
2	学校支援部 施設課	皿倉小学校他5校草刈業務委託 〈八幡東区尾倉一丁目15番 1号ほか〉	学校用地の 除草	指名	3,050	R2.6.1 R2.11.30
3	学校支援部 施設課	小石小学校他5校草刈業務委託 〈若松区宮前町3番1号ほか〉	学校用地の 除草	指名	1,441	R2.6.1 R2.11.30
4	学校支援部 施設課	尾倉中学校他4校エレベーター 一保守点検業務委託 〈八幡東区尾倉三丁目10番 1号ほか〉	エレベーター 保守点検	随契	3,043	R2.3.10 R3.3.31
5	学校支援部 施設課	小森江東小学校他12校草刈 業務委託 〈門司区二夕松町2番1号ほか〉	学校用地の 除草	指名	2,970	R3.6.7 R3.11.30
6	学校支援部 施設課	皿倉小学校他5校草刈業務委託 〈八幡東区尾倉一丁目15番 1号ほか〉	学校用地の 除草	指名	3,850	R3.6.7 R3.11.30
7	学校支援部 施設課	小石小学校他5校草刈業務委託 〈若松区宮前町3番1号ほか〉	学校用地の 除草	指名	1,648	R3.6.7 R3.11.30
8	学校支援部 施設課	大谷小学校他1校エレベーター 一保守点検業務委託 〈戸畑区菅原四丁目6番1号 ほか〉	エレベーター 保守点検	随契	1,419	R3.3.23 R4.3.31

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
9	学校支援部 施設課	ひびきの小学校エレベーター 保守点検業務委託 〈若松区ひびきの北8番26号〉	エレベーター 保守点検	随契	1,531	R3.3.19 R4.3.31
10	学校支援部 施設課	尾倉中学校他4校エレベーター 保守点検業務委託 〈八幡東区尾倉三丁目10番1号ほか〉	エレベーター 保守点検	随契	3,043	R3.3.18 R4.3.31
11	中央図書館 運営企画課	令和2年度中央図書館屋外エレベーター 保守点検業務委託 〈小倉北区城内4番1号（北九州市立中央図書館）〉	エレベーター 保守点検	随契	140	R2.3.13 R3.3.31
計					11件	25,270千円

別表6 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表（教育委員会）

部 名	課 名	抽出工事		摘 要
		件数	契約金額 (千円)	
学校支援部	学事課	53	11,615	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装整備 ・ 法面補修 ・ 屋上防水 ・ 外壁補修 ・ 教室改修 ・ トイレ改修 ・ 照明LED化 ・ 消防設備修繕 ・ 空調機修繕 ・ 給水管修繕 ・ 昇降機修繕 ・ 附属建屋撤去 ・ 防球ネット設置
	施設課	86	180,010	
学校教育部	指導企画課	1	880	
中央図書館	運営企画課	4	7,563	
北九州市立高等学校		4	1,339	
計		148	201,407	

他

令和5年2月8日

北九州市監査委員	小林一彦
同	廣瀬隆明
同	森本由美
同	渡辺均

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、市民文化スポーツ局及び保健福祉局の令和3年度及び令和4年度（令和4年4月から同年6月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和4年7月8日から令和5年1月26日まで

4 監査の結果

(1) 市民文化スポーツ局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適正な措置を講じられたい。

ア 契約事務

(ア) 契約事務について

(消費生活センター)

令和3年度「守れ！若者消費者メディアミックス戦略」運営補助業務委託の契約において、予定価格及び支出負担行為額（予定）を超え

た見積りを採用して契約金額を決定していた。また、支出負担行為額（決定）及び契約書記載の契約金額を誤っていた。

さらに、令和4年度「守れ！若者消費者メディアミックス戦略」運営補助業務委託の契約において、契約書の作成を遅延していた。併せて、契約保証金の納付について、納付書の作成と契約の相手方に対する送付を遅延し、契約締結時に契約保証金が未納となっていた。

契約事務については、市契約規則等の関係諸規程でその手続きが定められている。また、会計事務についても市会計規則で法令、条例およびこの規則に定めるところに従い、公正、確実かつ迅速に処理しなければならないと定められている。

適正な事務処理をされたい。

(イ) 契約事務について

(美術館普及課)

美術館が令和3年度及び4年度に委託した演劇作品制作コーディネート業務において、①仕様書に業務内容の詳細が明記されていなかった、②演劇作品上演にかかる観覧料の徴収事務を根拠なく私人に委託していた、③条件を満たしていないにもかかわらず、「過去の実績」を理由に契約保証金を免除していた等、不適正な事務処理が行われていた。

市委託業務要綱では、委託に当たっては、委託業務の内容及び範囲を明らかにするとともに、その仕様を定めなければならないとされている。

また、地方自治法では、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならないとされている。

市契約規則及び市契約規則の運用については、「過去の実績」により契約保証金を納めさせないことができるのは、条件をすべて満たす場合とされている。

適正な事務処理をされたい。

イ 財産管理事務

(ア) 金券類の管理について

(国際スポーツ大会推進室)

東京2020オリンピックにおいて、市がコロンビア共和国の事前キャンプのホストタウンとなったことから、これを記念してホストタウンフレーム切手が日本郵便から発売された。国際スポーツ大会推進室は、選手団や大使館への贈呈用として100シート（84円切手500枚）を購入した。

この切手シートに対しては、金券というよりも記念品という感覚が強く、金庫には保管されていたものの、払出した枚数をその都度郵便切手・はがき受払簿に記入していなかった。そのため、受払簿に払出しの正確な記録が行われていなかった。

その後、受払簿の残高と切手シートの残数が異なっているにもかかわらず、現物の確認をせずに決裁がなされていた。

物品管理要領では、台帳等関係帳簿を正確に整備しておくこととされており、常に関係帳簿と照合・検査しておくこと、常に適正かつ良好な状態で保管し、事故防止に万全を期することとされている。

適正な事務処理をされたい。

（２）保健福祉局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適正な措置を講じられたい。

ア 契約事務

（ア）契約事務について

（先進的介護システム推進室）

先進的介護システム推進室では、北九州先進技術実証倫理審査委員会（以下「審査委員会」という。）の開催に伴う運營業務を公益財団法人北九州産業学術推進機構に特命随意契約で委託を行っている。

令和3年度の契約において、審査委員会開催回数が当初計画から減少したことに伴い、受託者と協議し契約内容を変更しているが、変更の際に双方が記名押印した変更契約書を作成しておらず、委託業務完了報告書に基づき履行確認を行い、添付された支払精算書・収支決算書の精算額で委託料を確定し支払いを行っていた。

地方自治法では、契約書を作成する場合は、契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないとされており、変更契約についても同様である。

また、契約時点で、審査委員会開催回数に変更が生じる可能性があ

るのであれば、支出区分は一般支払ではなく、概算払での契約も検討すべきある。

適正な事務処理をされたい。

北九州市監査公表第4号

令和5年2月8日

北九州市監査委員 小林 一彦
 同 廣瀬 隆明
 同 森本 由美
 同 渡辺 均

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

(1) 財政援助団体

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が財政援助をしている市民文化スポーツ局及び保健福祉局所管団体のうち、次の4団体を抽出し、令和3年度及び令和4年度（令和4年4月から同年6月末日まで）に交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

（令和4年6月30日現在、単位：千円）

補助金等交付団体名称	補助金等名称	3年度 交付額	4年度 交付額	所管課
東田ミュージアムパーク実行委員会	東田ミュージアムパーク実行委員会負担金	31,845	39,710	市民文化スポーツ局文化企画課
株式会社ギラヴァンツ北九州	ギラヴァンツ北九州支援事業補助金	40,000	0	市民文化スポーツ局スポーツ振興課
社会福祉法人鷹羽会	軽費老人ホーム運営費補助金	71,915	17,850	保健福祉局介護保険課
特定非営利活動法人北九州小規模連	北九州市障害者支援施設製品常設販売所運営費補助金	9,600	4,800	保健福祉局障害福祉企画課

※4年度交付額は、令和4年6月30日現在の交付済額

(2) 公の施設の指定管理者

今回の監査は、市が公の施設の管理を行わせている市民文化スポーツ局及び保健福祉局所管の指定管理者のうち、次の6団体を抽出し、令和3年度及び令和4年度（令和4年4月から同年6月末日まで）の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

指定管理者名	施設名	指定期間	所管課
共同企業体グループ A2K	門司市民会館 若松市民会館	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	市民文化スポーツ局文化企画課
公益財団法人 北九州市スポーツ協会	総合体育館等 26スポーツ施設	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日	市民文化スポーツ局スポーツ振興課
株式会社スピナ	的場池球場等 3スポーツ施設	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	市民文化スポーツ局スポーツ振興課
北九州市障害者スポーツセンター運営共同事業体	北九州市障害者スポーツセンター	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	保健福祉局障害福祉企画課
社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会	洞海工芸舎	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	保健福祉局障害者支援課
イージス・グループ 有限責任事業組合	西部斎場	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	保健福祉局保健衛生課

2 監査の方法

(1) 財政援助団体

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているかを主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市感化基準に順序して行った。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和4年7月8日から令和5年1月26日まで

4 監査の結果

(1) 財政援助団体

監査に当たっては、補助金等がその目的に沿って適正に執行されているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

(2) 監査に当たっては、条例及び協定に沿って適正な管理が行われているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

令和5年2月8日

北九州市監査委員	小林	一彦
同	廣瀬	隆明
同	森本	由美
同	渡辺	均

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体のうち、次の団体を抽出し、令和3年度及び令和4年度（令和4年4月から同年6月末日まで）の当該団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

(1) 社会福祉法人北九州市福祉事業団

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和4年7月8日から令和5年1月26日まで

4 事業の概要及び監査の結果

(1) 社会福祉法人北九州市福祉事業団

ア 事業の概要

(ア) 目的

社会福祉法人北九州市福祉事業団（以下「事業団」という。）は、市と一体となって、社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的として、昭和40年11月30日に設立登記された法人である。

(イ) 現況

事業団は、前記の事業目的を達成するため、事業団立の施設として障害児入所施設1所、障害者支援施設1所、児童発達支援センター1所及び保育所15所を運営するほか、指定管理者として49施設の運営を行い、市の普通財産であるレインボープラザの管理運営を受託している（令和4年4月1日現在）。

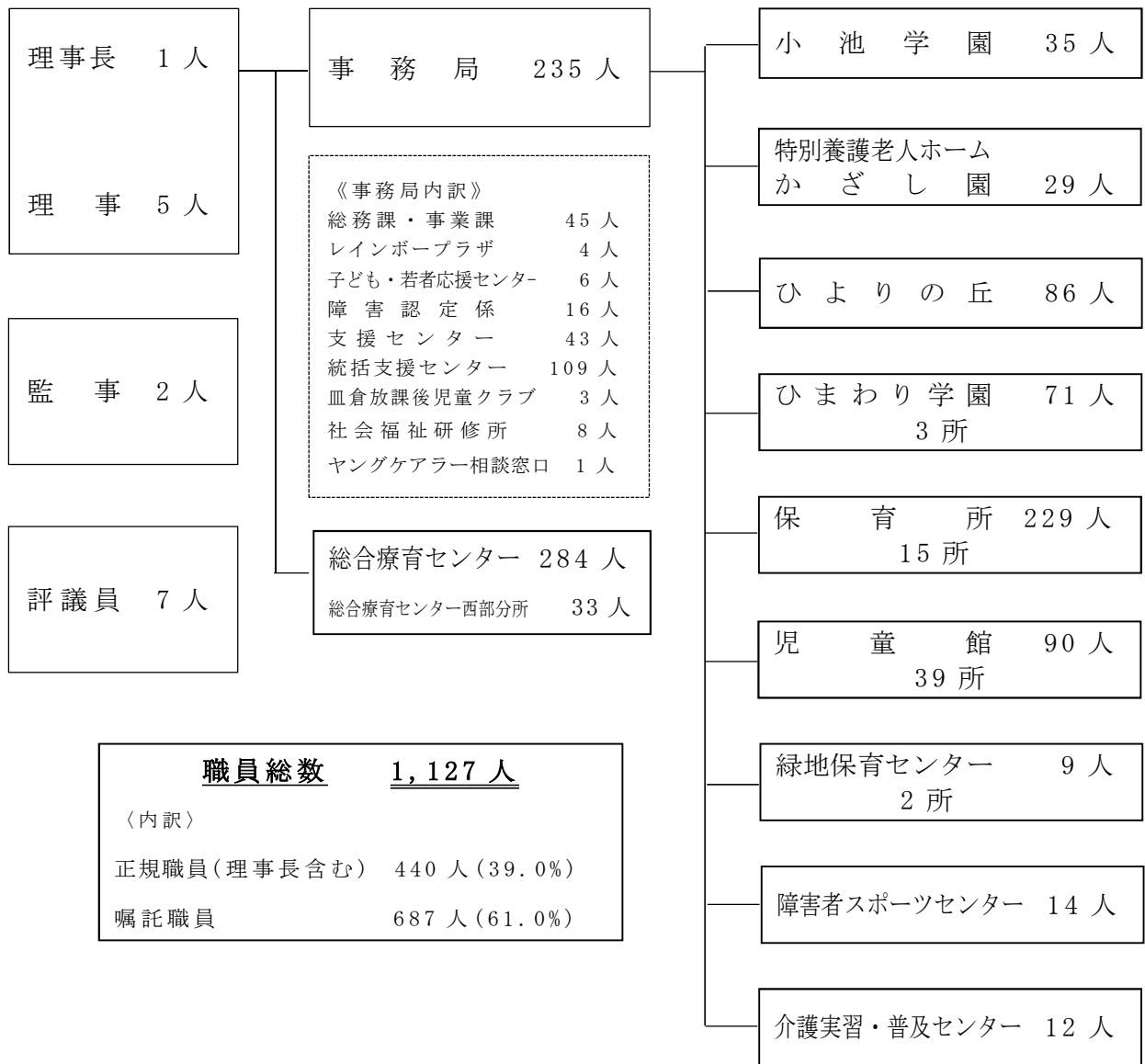
事業団では、「中期計画2025」（令和3年度～7年度）を定め、「経営基盤の安定化の推進」、「地域福祉の向上に貢献」及び「ガバナンスの強化と経営の透明性の確保」の3つの方向性のもと、サービスの充実、人材の確保・育成、健全な財務運営及び地域社会への貢献に重点的に取り組んでいる。

(ウ) 組織等

事業団の組織及び職員数は、次のとおりである。

（令和4年6月30日現在）

図1 組織及び職員数



(エ) 市との関係

市は、事業団の基本金1,000万円を全額出捐するとともに、指定管理者制度による社会福祉施設の管理及び運営並びに各種業務を委託しており、令和3年度は24億3,227万円、令和4年度は6月までに6億3,522万円の委託料を支出している。

また、市は、事業運営に係る補助金を令和3年度は1億7,560万円支出している。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。

事業団の令和3年度の収支状況を見ると、サービス活動収益の合計額は、83億7,673万円となっており、前年度と比べて1億6,175万円増加、サービス活動外収益の合計額は、2,372万円となっており、前年度と比べて548万円減少した。

また、サービス活動費用の合計額は、82億6,088万円となっており、前年度と比べて8,222万円減少、サービス活動外費用の合計額は、526万円となっており、前年度と比べて342万円減少した。

その結果、経常増減差額と特別増減差額の合計から法人税等を差し引いた当期活動増減差額は、1億2,640万円の黒字となっており、前年度と比べて2億3,895万円増加し、3年ぶりにプラスに転じている。

なお、次期繰越活動増減差額は、37億7,796万円を確保している。

事業団の今後を考えると、人こそが財産である福祉事業を運営する事業団においては、優秀な人材を確保するためにも安定した財務運営を継続することが重要である。したがって、利用者へのサービス向上を念頭に置きながらも、業務の効率化などの経営改善を継続して行うとともに、事業自体の採算性や必要性を吟味する必要がある。また、事業団立施設については、老朽化した施設の建て替え及び改修が本格化することが見込まれるため、財源の調達方法や実施時期について計画的に進める必要がある。

「中期計画2025」の実行を通じて、サービスの充実、人材の確保・育成、健全な財務運営及び地域社会への貢献に引き続き取り組み、更なる経営基盤の安定化の推進を図り、もって地域福祉の向上に貢献されることを期待する。

令和5年2月8日

北九州市監査委員	小林一彦
同	廣瀬隆明
同	森本由美
同	渡辺均

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、環境局、上下水道局及び保健福祉局（病院事業会計）の令和3年度及び令和4年度（令和4年4月から同年6月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和4年7月8日から令和5年1月26日まで

4 監査の結果

(1) 環境局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これについては、適切な措置を講じられたい。

ア 支出事務

(ア) 物品購入について

(環境国際戦略課)

環境国際戦略課の物品購入について、技術監理局契約課において契約すべきものを、通知で指定された受付期限に間に合わず、担当課で

契約しているものがあつた。

市副市長以下専決規程（以下「専決規程」という。）では、予定価格の金額に応じて契約決裁権者が定められている。また、令和3年10月8日付契約課長通知では、契約課が指定する受付期限に間に合うように計画的に事務を進めるとともに、予期せぬ事由により受付期限までに持込みできない場合は、個別に協議することとしている。

契約課で契約すべきものを担当課で契約することは、専決規程に反するとともに、予算の効率的執行の面からも適切でない。

適正な事務処理をされたい。

（2）上下水道局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

（3）保健福祉局（病院事業会計）

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

令和5年2月8日

北九州市監査委員	小林 一彦
同	廣瀬 隆明
同	森本 由美
同	渡辺 均

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

(1) 財政援助団体

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が財政援助をしている環境局所管団体のうち、次の2団体を抽出し、令和3年度及び令和4年度（令和4年4月から同年6月末日まで）に交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

（令和4年6月30日現在、単位：千円）

補助金等交付団体名称	補助金等名称	3年度 交付額	4年度 交付額	所管課
Horasisアジア ミーティング北九州実 行委員会	Horasis アジアミーティ ング北九州実行 委員会負担金	7,118	51,000	環境国際 戦略課
公益財団法人北九州国 際技術協力協会	公益財団法人北 九州国際技術協 力協会補助金	32,600	32,600	環境国際 戦略課

※4年度交付額は、令和4年6月30日現在の交付済額。

(2) 公の施設の指定管理者

今回の監査は、市が公の施設の管理を行わせている環境局及び保健福祉局（病院事業会計）所管の指定管理者のうち、次の2団体を抽出し、令和3年度及び令和4年度（令和4年4月から同年6月末日まで）の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

指定管理者名	施設名	指定期間	所管課
響灘ビオトープ 共同事業体	北九州市響灘ビ オトープ	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	環境局 環境監視課
医療法人茜会	北九州市立門司 病院	平成31年4月1日～ 令和11年3月31日	保健福祉局 地域医療課

2 監査の方法

(1) 財政援助団体

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和4年7月8日から令和5年1月26日まで

4 監査の結果

(1) 財政援助団体

監査に当たっては、補助金等がその目的に沿って適正に執行されているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に当たっては、条例及び協定に沿って適正な管理が行われているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

令和5年2月8日

北九州市監査委員	小林一彦
同	廣瀬隆明
同	森本由美
同	渡辺均

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体のうち、次の2団体を抽出し、令和3年度及び令和4年度（令和4年4月から同年6月末日まで）の当該団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

- (1) 公益財団法人北九州市環境整備協会
- (2) 株式会社北九州ウォーターサービス

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和4年7月8日から令和5年1月26日まで

4 事業の概要及び監査の結果

- (1) 公益財団法人北九州市環境整備協会

ア 事業の概要

(ア) 目的

公益財団法人北九州市環境整備協会（以下「整備協会」という。）は、廃棄物の適正処理並びに環境衛生に関する調査、研究、検査及び相談等を通じて生活環境の健全化を推進するとともに、公衆衛生の向

上を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与することを目的として、昭和57年3月18日に設立され、平成24年4月1日に公益財団法人に移行した法人である。

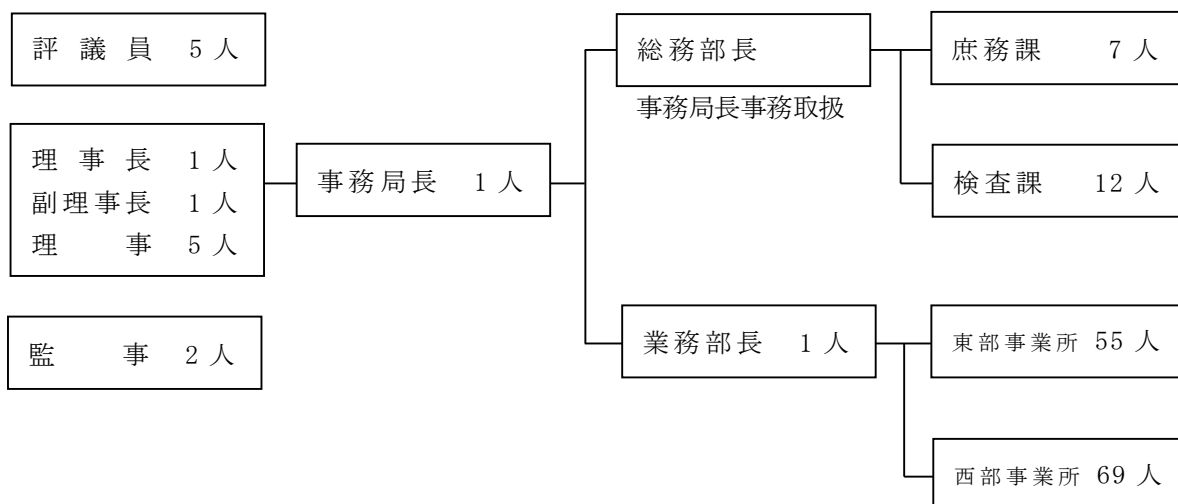
(イ) 現況

整備協会は、前記の事業目的を達成するため、一般廃棄物の適正処理及び減量並びに環境美化に関する事業、環境衛生に関する調査、研究、検査及び相談等に関する事業等を実施している。

(ウ) 組織

整備協会の組織は、次のとおりである。

(令和4年6月30日現在)



(エ) 市との関係

市は、整備協会の設立に当たり、基本財産1,000万円のうち300万円(30%)を出捐するとともに、市内の家庭から排出される家庭ごみ及び資源化物の収集運搬業務、環境検査分析業務等を委託し、令和3年度は7億3,001万円の委託料を支出している。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

整備協会の令和3年度の収支状況を見ると、経常収益の合計額は8億1,421万円となっており、前年度と比べて1,785万円増加した。

経常費用の合計額は、8億1,167万円となっており、前年度と比べて1,778万円増加した。

その結果、当期一般正味財産増減額に前期末の正味財産期末残高を加えた当期の正味財産期末残高は、8億1,558万円となっており、前年度と比べて254万円増加した。

整備協会は、市内の家庭ごみ及び資源化物の収集運搬業務、環境検査分析業務等を適正に実施することにより、地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に取り組んできた。

今後とも、ごみ収集部門では、適正なコスト水準を維持しながら安定的な廃棄物収集運搬業務を実施するとともに、検査分析部門では、受注拡大に向けてこれまで蓄積した技術・ノウハウを活かした営業活動を強化するなど、健全で安定的な収支の維持に努められることを期待する。

(2) 株式会社北九州ウォーターサービス

ア 事業の概要

(ア) 目的

株式会社北九州ウォーターサービス（以下「会社」という。）は、北九州市と民間企業が共同出資し、行政出資団体の強みと株式会社の強みを活かした公民共同事業体として、「北九州市と国内外の上下水道事業体の発展と豊かな水環境の創造を支援する新たな担い手」となることを目指して、平成27年12月1日に設立された法人である。

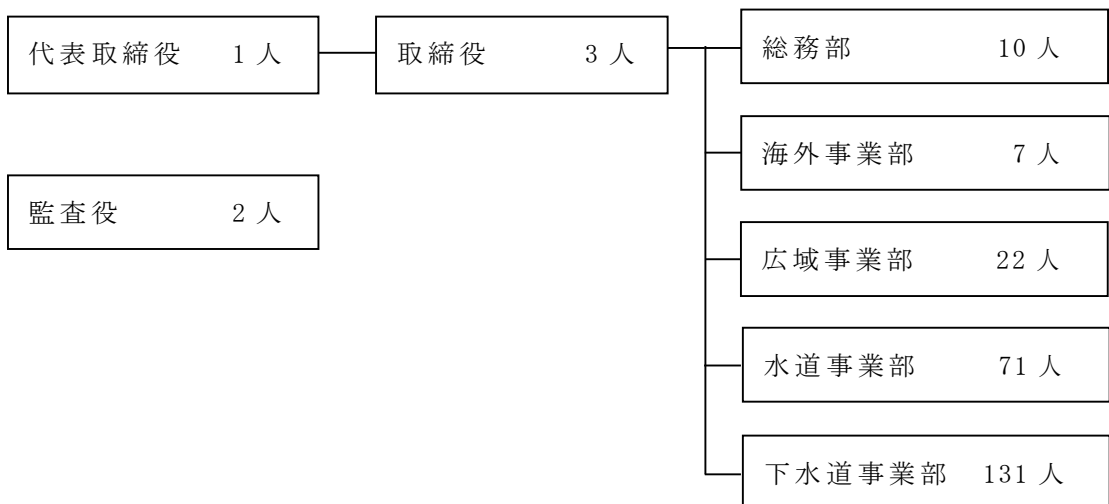
(イ) 現況

会社は、前記の事業目的を達成するため、一般財団法人北九州上下水道協会から事業を譲り受け、新たに北九州市から受託した宗像地区事務組合の水道事業を加えて、平成28年4月に本格的に事業を開始した。

(ウ) 組織

会社の組織は、次のとおりである。

(令和4年6月30日現在)



(エ) 市との関係

市は、会社の設立に当たり、資本金1億円のうち5,400万円（54%）を出資している。

また、令和3年度に20億6,205万円の委託料及び4,000万円の補助金を支出している。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

会社の第7期（令和3年度）の経営状況を見ると、経常利益は前年度と比べて1億1,394万円増加の1億8,224万円、純利益は前年度と比べて7,706万円増加の1億1,721万円となった。この結果、令和3年度末の繰越利益剰余金は3億1,074万円となった。

会社では、本市上下水道事業の補完的役割を担う事業者として、上下水道施設の維持管理や技術力の蓄積・継承に加え、時代のニーズである広域事業や海外事業などに取り組んできた。

今後とも、技術力の継承と向上を図り、上下水道事業の効率的かつ安定的な運営に寄与するとともに、水道事業の広域化や海外水ビジネスの推進に貢献することを期待する。